

よくある質問

(※東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課確認の上、東京都福祉保健財団が作成)

事業者登録(事業所の登録)に関するよくある質問

Q1.申請先について

Q1-1 都内にある事業所です。事業所の登録がしたいのですがどこに申請したらよいですか。

A 東京都から介護保険法のみ指定を受けている事業所⇒東京都福祉保健財団
東京都から障害者支援法のみ指定を受けている事業所及び、障害者総合支援法と介護保険法の両方の指定を受けている事業所⇒東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課

Q1-2 はじめに介護保険法のみ指定を受け、財団で事業者登録をしました。この度障害者総合支援法の指定を受けましたが新規で登録の申請は必要ですか。

A 新規の事業者登録申請の手続きは不要です。
しかし、障害者総合支援法を受けることにより登録内容に変更が生じる場合は登録内容の変更等の手続きが必要になります。

Q2.事業所登録申請について

Q2-1 申請書類に定款がありますが、事業目的に「たん吸引」を入れる必要がありますか？
現在の定款でも差し支えないでしょうか？

A 現在の定款のままで差し支えありません。
また、今後、定款の変更時に事業目的に「たんの吸引」を入れる必要はありません。

Q2-2 登録適合書類の備品一覧表について、備品はすべて、利用者の家にあるもの、訪問看護で用意しているもの、病院から貸し出されたものを使っており、事業所が備品として所持している備品はありません。
この場合、どのように申請すればいいのでしょうか？

A 必要な備品・管理方法等については、医師の指示に従ってください。
必ずしも事業所に設置されてある必要はありません(事業所以外に設置されている場合は、備品の設置場所を、備考欄に記載してください)。
なお、医師の指示により、事業所に備品を準備する必要がない場合でも、備品一覧及び、衛生面を考慮した備品の管理方法は作成してください。

Q2-3 登録適合書類の備品一覧表について、心肺蘇生訓練用具一式は、どのように使うのでしょうか？
事業所が備品として所持する必要がありますでしょうか？

A 心肺蘇生訓練用具一式は、事業所で実施するOJT研修(心肺蘇生訓練)時に使用するものです。
登録事業者が必ずしも常備しておかなければならないものではなく、研修時にレンタルすることで対応したり、又は研修自体を消防署で受講しても差し支えありません。
その場合は、その旨を、備品一覧表の備考欄に記載してください。

Q2-4 併設されている介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所が登録申請を行う場合、人員配置が一体的である場合は、登録申請書以外の書類は一本化(登録申請書のみ各事業所分提出し、残りの申請書類は1部のみ提出)しても、差し支えないとありますが、変更登録届出書、登録更新申請書についても同様の考え方で良いのでしょうか？

A お見込みのとおりです。

Q3.事業者登録内容の更新・変更について

Q3-1	登録更新申請の添付書類について、登録行為を追加する以外は事業者登録申請時に提出したのから何も変更がありません。全く同じ内容のものになりますが、提出する必要がありますか。省略することは可能ですか。
A	省略はできません。 変更項目がなくても添付が必要となっている書類はすべて提出してください

Q3-2	変更登録届出(従事者名簿)について ①同一所在地内の複数の登録事業所間での職員異動についても変更登録は必要でしょうか？ ②従事者の離職・退職時においても、変更登録は必要でしょうか？
A	お見込みのとおりです。 利用者の安全確保のために、事業所単位での従事者の氏名登録の徹底をお願いします。

Q3-3	変更登録届出(従事者名簿)について 認定特定行為業務従事者認定証を持っていない介護福祉士の職員は名簿に登録できますか？
A	登録はできません。 東京都におきましては、認定特定行為業務従事者認定証の所持をもって、名簿登録対象といたします。

Q3-4	変更登録届出書の届出項目の中に、「業務方法書」がありますが、医師の指示書、実施計画書等の様式の変更に関しても、届出の必要はありますか？
A	業務方法書の他に、登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類に含まれるものの変更については届出が必要です。

Q3-5	変更登録届出書の届出項目の中に、「代表者の住所」がありますが、変更した場合、届出の必要はありますか？
A	必要です。 届出項目の「代表者の住所」を、「申請者の住所」と読み替えてください。 申請者が法人である場合、所在地が変わった時は変更届出が必要です。 法人の代表者の自宅住所変更については、届出は必要ありません。(社会福祉士法及び介護福祉士法第48条の6参照)

Q4.再発行手続きについて

Q4-2	事業者登録通知書を失くしました。再発行可能ですか？
A	できません。 紛失した場合は下記にお問い合わせください。 東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護人材担当